

○大村市小中学生九州・全国・国際大会遠征費に係る助成金交付要綱

平成11年8月30日

告示第192号

(趣旨)

第1条 市は、大村市に在住する小学生及び中学生（以下「小中学生」という。）の文化及びスポーツの振興並びに義務教育に係る保護者の負担の軽減を図り部活動及び社会体育の円滑なる実施に資するため、予算の定めるところにより、児童及び生徒の保護者並びに指導者に対し、大村市小中学生九州・全国・国際大会遠征費に係る助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(平13告示211・平15告示66・一部改正)

(助成の対象及び助成額)

第2条 助成の対象となる経費及びその助成額は、別表に掲げるとおりとする。

(計画書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による計画書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 出場権付与書又は出場認定書
- (3) 大会申込書
- (4) 予選の結果が記載された書類
- (5) 収支予算書（様式第2号）

(平13告示211・平29告示188・一部改正)

(交付申請)

第4条 申請者は、助成事業が完了したときは、様式第3号による交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該助成事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 大会報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第5号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平28告示135・平29告示188・一部改正)

(助成金の支払)

第5条 この助成金は、規則第16条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、請求書に交付決定通知書兼額の確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(平28告示135・一部改正)

(手続の併合及び省略)

第6条 規則第24条の規定により、規則第8条の規定による助成金の交付決定通知及び規則第16条の規定による助成金の額の確定通知は併合して行い、規則第15条の規定による実績報告は省略するものとする。

(平28告示135・追加)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成13年7月30日告示第211号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成15年2月21日告示第66号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日告示第75号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第60号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月25日告示第135号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年8月21日告示第188号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大村市小中学生九州・全国・国際大会遠征費に係る助成金交付要綱別表の規定は、平成29年4月1日以後に開催された大会に係る助成金について適用する。

附 則 (令和3年3月31日告示第47号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日告示第132号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年10月24日告示第136号の2）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大村市小中学校九州・全国・国際大会遠征費に係る助成金交付要綱別表の規定は、令和5年10月1日以後に開催された大会に係る助成金の交付について適用する。

別表（第2条関係）

（平15告示66・全改、平16告示75・平21告示60・平29告示188・令3告示47・令5告示136の2・一部改正）

区分	助成の対象となる経費	助成額
スポーツ	競技団体が主催する大会の九州大会又は全国大会（日本国内で開催される国際大会を含む。）であって、市長が認めるものに、大村市に在住する小中学生の選手並びに各大会の実施要項に基づくその監督及びコーチ等が、県の代表（日本国内で開催される国際大会にあつては国の代表）として出場するために要する旅費及び宿泊費	旅費及び宿泊費（1人1泊当たり9,800円を限度とする。）の合計額に100分の50を乗じて得た額（スポーツ協会又は各競技団体等からの補助金等がある場合は、当該得た額から当該補助金等の額を控除して得た額）
	競技団体が主催する大会の国際大会（日本国内で開催されるものを除く。）であつて市長が認めるものに、大村市に在住する小中学生の選手並びに各大会の実施要項に基づくその監督及びコーチ等が、国の代表として出場するために要する旅費及び宿泊費	旅費及び宿泊費の合計額に100分の50を乗じて得た額（スポーツ協会又は各競技団体等からの補助金等がある場合は、当該得た額から当該補助金の額を控除して得た額）。ただし、1大会当たり10人分で、かつ、1人当たり27,000円を限度とする。
	中学校体育連盟の主催する大会の九州大会又は全国大会に、大村市に在住する小中学生の選手並びに各大会の実施要項に基づくその監督及びコーチ等が、県の代	旅費及び宿泊費（1人1泊当たり9,800円を限度とする。）の合計額（スポーツ協会又は各競技団体等からの補助金等がある場合は、当該合計額から当

	表として出場するために要する旅費及び宿泊費	該補助金等の額を控除して得た額)
文化	中学校文化連盟、吹奏楽連盟又は合唱連盟の主催する大会の九州大会又は全国大会に、大村市に在住する中学生の出場者及び各大会の実施要項に基づくその指導者等が、県又は九州地区の代表として出場するために要する旅費、宿泊費及び用具（出場するために必要な楽器その他の用具に限る。以下同じ。）の運搬費	旅費、宿泊費（1人1泊当たり9,800円を限度とする。）及び用具の運搬費の合計額（他の団体からの補助金等がある場合は、当該合計額から当該補助金等の額を控除して得た額）
	中学校文化連盟、吹奏楽連盟又は合唱連盟以外の団体の主催する大会の九州大会又は全国大会であって、市長が認めるものに、大村市に在住する小中学生の出場者及び各大会の実施要項に基づくその指導者等が、県又は九州地区の代表として出場するために要する旅費、宿泊費及び用具の運搬費	旅費、宿泊費（1人1泊当たり9,800円を限度とする。）及び用具の運搬費の合計額に100分の50を乗じて得た額（他の団体からの補助金等がある場合は、当該得た額から当該補助金等の額を控除して得た額）

様式第1号(第3条関係)

_____大会出場に伴う遠征計画書

このことについて、 年 月 日から 年 月 日まで _____
_____において開催されます _____大会に _____代表
としての出場権を獲得し、郷土の栄誉を担って出場することになりました。

つきましては、大村市小中学生九州・全国・国際大会遠征費に係る助成金交付要綱第3
条に基づき、計画書を提出します。

年 月 日

住 所
団体名
氏 名

大村市長 様

様式第2号（第3条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

区 分		予 算 額	摘 要
項	目		
		円	
計			

支出の部

区 分		予 算 額	摘 要
項	目		
		円	
計			

備考 「摘要」欄には、予算額の積算の基礎を記載すること。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

大村市長 様

住 所
団体名
氏 名

年度大村市小中学生九州・全国・
国際大会遠征費助成金交付申請書

年度における大村市小中学生九州・全国・国際大会遠征費助成金の交付を受けたい
ので、大村市補助金等交付規則第5条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請しま
す。

記

1 関係書類

- (1) 大会報告書(様式第4号)
- (2) 大会結果
- (3) 収支決算書(様式第5号)

2 助成金の交付申請額

交付申請額

円

様式第4号(第4条関係)

大会報告書

大会名	
チーム名	
大会の期間	
大会の場所	
大会結果	
大会の印象	
その他参考 となる事項	

様式第5号(第4条関係)

収 支 決 算 書

収入の部

区 分		決 算 額	摘 要
項	目		
		円	
計			

支出の部

区 分		決 算 額	摘 要
項	目		
		円	
計			

備考 「摘要」欄には、決算額の積算の基礎を記載すること。

様式第1号（第3条関係）

（平13告示211・平15告示66・平28告示135・平29告示188・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平29告示188・追加）

様式第3号（第4条関係）

（平15告示66・平28告示135・一部改正、平29告示188・旧様式第2号繰下・一部改正、令3告示132・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平29告示188・旧様式第3号繰下）

様式第5号（第4条関係）

（平29告示188・旧様式第4号繰下）